

# 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の 不適正処理防止に関する条例のあらまし

平成21年4月1日以降に「産業廃棄物の保管」及び「土砂等の埋立て等」を行う場合は、この条例の規制の対象となります。（条例で定める行為を除く。）

## ～条例の主な規制～

### 規制の対象となる行為

- 自らが排出した産業廃棄物を保管する行為
- 土砂等による埋立て、盛土その他土地へのたい積をする行為

### 主な規制の内容

- 100平方メートル以上の土地に産業廃棄物を保管する場合は、届出が必要となります。
- 3,000平方メートル以上の土砂等の埋立て等（特定事業）については、許可が必要となります。



和歌山県

# 1 条例制定の背景

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法により各種の規制が行われており、その内容も近年の法改正により、罰則の強化、排出事業者責任の強化等厳しい内容となっています。しかし、不法投棄は年々悪質・巧妙化してきており、産業廃棄物を放置しているにもかかわらず「保管（仮置き）」と称する場合や、無許可業者が他人から請け負った産業廃棄物を自社の産業廃棄物と偽り保管するなどといった巧妙な言い逃れを覆すために多くの時間を要し、結果的に大量の不法投棄に至るなど、法に基づく規制を効果的に運用できないという問題が生じています。

また、建設工事等から発生する土砂等は廃棄物処理法に規定される廃棄物ではなく、各種開発関係法においても、土砂を直接規制する規定がないことから、廃棄物を混入して不法投棄するなどの偽装に利用される場合や、無秩序な埋立て等による崩落等の災害発生、有害物質等による土壌汚染の懸念もあります。

上記のような事案の発生は土地所有者が事業計画の確認を行わず、安易に貸借される借地で起こる場合が多く、生活環境保全等に対する土地所有者等の意識も希薄であることが危惧されます。

# 2 条例の概要

	産業廃棄物の保管に関する概要	土砂等の埋立て等に関する概要
目的	産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保する。	
規制の対象となる行為	自らが排出した産業廃棄物を保管する行為	土砂等による埋立て、盛土その他土地へのたい積をする行為 <b>【特定事業】</b> 埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業で、その区域の面積が3,000平方メートル以上であるもの
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>100平方メートル以上の土地に産業廃棄物の保管を行う者は、あらかじめ、届出を行わなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止する。</li> <li>崩落等の災害発生防止措置を講じなければならない。</li> </ul> <b>【特定事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業を行う者は、あらかじめ、許可を受けなければならない。</li> </ul> <b>&lt;申請手数料&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規許可 55,000円</li> <li>変更許可 32,000円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了時のたい積構造が構造基準に適合するものであること。</li> </ul>
措置命令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入の一時停止命令</li> <li>保管者、土地所有者等への勧告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染及び水質汚濁防止措置等</li> </ul> <b>【特定事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>許可の取消し、事業の一時停止命令</li> <li>無許可事業者に対する土砂等の撤去等</li> <li>災害の発生防止措置</li> </ul>
罰則	最高1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
施行日	平成21年4月1日より施行	

### 3 生活環境を保全するために

#### 事業者の責務（第3条第1項）

- ・保有する産業廃棄物及び土砂等の適正な処理を行わなければならない。
- ・事業の施行に伴う苦情又は紛争に対して、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

#### 特定事業の施工業者の責務（第3条第2項）

- ・周辺住民の理解を得るため事前に事業計画の周知を行わなければならない。
- ・土壌の汚染及び水質の汚濁の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないようにしなければならない。

#### 土地所有者等の責務（第4条）

- ・産業廃棄物及び土砂等の不適正処理が行われないよう配慮するとともに、不適正処理を行うおそれがある者に対してその所有地等を使用させることのないようにしなければならない。
- ・所有地等において不適正処理が行われていることを知ったときは、県又は関係機関への通報やその他地域の生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・所有地等を使用させた者によって不適正処理が行われたことを知ったときは、行為者への警告等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 保管の届出（第7条）

- ・自らが排出した産業廃棄物を100平方メートル以上の土地に保管しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

#### 土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等（第17条）

- ・何人も土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等をしてはならない。
- ・何人も土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等のためにその所有地等を使用させてはならない。

#### 土砂等の埋立て等による崩落等の防止（第18条）

- ・埋立て等をする者は、使用された土砂等が崩落等をしないように必要な措置を講じなければならない。
- ・崩落等に対する措置を講じないおそれのある者にその所有地等を使用させてはならない。

#### 特定事業の許可（第19条）

- ・特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

事業者

特定事業の  
施工業者

土地所有者等

産業廃棄物の  
保管業者

土砂等の埋立て等  
を行う者

特定事業の  
施工業者

## 4 産業廃棄物の保管

### 届出の対象行為

#### 自らの産業廃棄物を100平方メートル以上の土地に保管する行為

##### ※届出の対象外となる保管行為

- ・ 産業廃棄物を排出する場所で当該産業廃棄物を保管する行為
- ・ 廃棄物処理法の許可を受けた産業廃棄物処理施設の敷地内で保管する行為
- ・ 災害のために必要な措置として応急的に保管する行為
- ・ その他規則で定める保管行為

### 内 容

#### ○ 対象行為を行う者が自ら届出を行わなければなりません。

保管内容の変更又は廃止を行う場合も届出が必要となります。

#### ○ 届出は、保管を開始する日までに行わなければなりません。

※変更又は廃止の届出を行う時期

保管に関する計画の変更はあらかじめ、氏名などの変更及び廃止は10日後までに届出が必要となります。

#### ○ 産業廃棄物の保管などに関する帳簿の備付け

保管している産業廃棄物について、搬入日、廃棄物の種類・量、搬出日、搬出量などを適切に記載した帳簿を備え付け、5年間保存する必要があります。

#### ○ 産業廃棄物処理基準に適合した保管の実施

届出の有無にかかわらず、産業廃棄物を保管する場合は廃棄物処理法に規定される保管の基準を守らなければなりません。

### 行政処分等

#### ■搬入一時停止命令

知事（和歌山市にあっては市長。以下同じ。）は、産業廃棄物の搬入が継続されることにより、周辺的生活環境の保全又は生活の安全の確保に支障があると認めるときは、当該保管を行っている者に対し、30日以内の期間を定めて搬入の停止を命ずることができます。

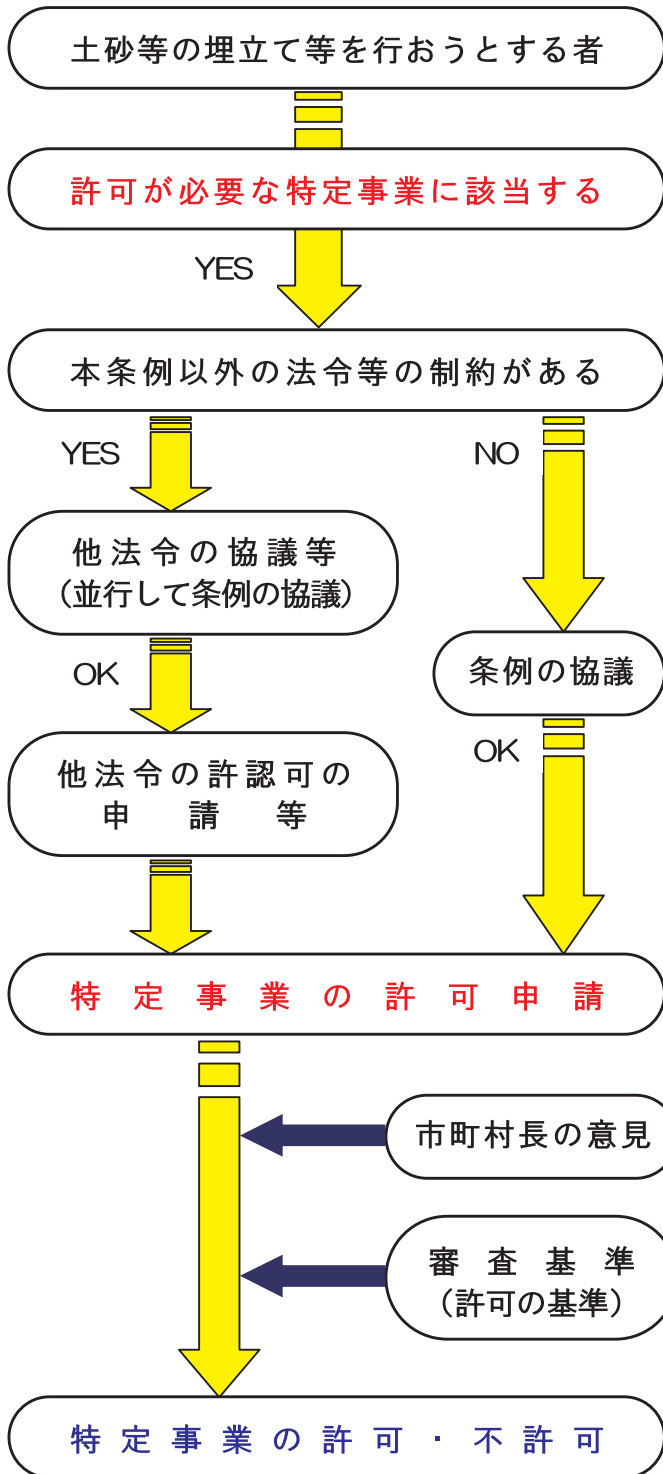
#### ■保管者・土地所有者等に対する勧告

- ① 知事は、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管がされている場合、その保管者に対し保管が適正に行われるようにするための必要な措置を講ずべき旨の勧告ができます。
- ② 知事は、上記①の勧告に正当な理由なく従わないとき、保管が行われている土地の土地所有者等に対し保管者が適正に保管するために必要な措置を講ずべき旨の勧告ができます。
- ③ 知事は、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分がなされたとき、その土地所有者等に対し支障の除去等を勧告ができます。

※ 上記①及び③の勧告に正当な理由なく従わなかったときは、勧告を受けた者の氏名、住所、勧告の内容等を公表する場合があります。



## 5 特定事業の許可



### 土砂等の埋立て等とは

土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積を行う行為

### 特定事業とは

土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。なお、特定事業のうち他の場所への搬出を目的として土砂等の搬入と搬出が1年未満の短期間に繰り返されるもの(仮置き場等)を「**一時たい積事業**」という。

### 特定事業の適用除外とは

- 1 国、地方公共団体等がその管理する土地で行う特定事業
- 2 砕石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的にたい積を行う特定事業
- 3 災害のために必要な応急措置として行う特定事業
- 4 その他規則で定める特定事業

### 本条例以外の法令等の制約とは

- ・ 国土利用計画法の土地に関する権利の移転等の届出
- ・ 都市計画法の開発許可
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律の開発行為の許可
- ・ 農地法の転用許可
- ・ 森林法の開発許可
- ・ 自然公園法の行為の許可
- ・ 自然環境保全法の行為の許可
- ・ 鳥獣保護及び狩猟に関する法律の行為の許可
- ・ 砂防法の行為の許可
- ・ 地すべり等防止法の行為の許可
- ・ 国有財産法に基づく用途廃止及び払い下げ
- ・ 文化財保護法の埋蔵文化財の発掘 等

### 特定事業許可の基準

- 1 特定事業を管理及び監督する事務所が設置されること。
- 2 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること。
- 3 事業完了時の土砂等のたい積の構造が規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- 4 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること。
- 5 施工中において土砂等の崩落等による災害の発生を防止する措置が図られていること。
- 6 特定事業の施工に関し経理的基礎を有していること。
- 7 申請者が措置命令を受けて完了していない者、許可の取消しを受け3年以上経過していない者、あるいは特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者に該当しないこと。

(注) “一時たい積事業” の場合は許可の基準が一部異なります。



## 許可業者の義務

時期	必ず実施すべき義務	適宜必要な義務
事業着手時	<p><b>1 事業場の標識の掲示</b> 事業施工中は、標識を掲げるとともに、特定事業区域と区域外の境界を明らかにしなければなりません。</p> <p><b>2 事業着手の報告</b> 事業を開始した日から起算して<b>10日以内</b>に実施しなければなりません。</p>	<p><b>1 変更許可申請</b> 事業計画等を変更するときは変更許可を受けなければなりません。ただし、氏名の変更などの規則で定める軽微な変更を行う場合は届出で足りる。</p>
事業施工中	<p><b>1 土砂等の搬入の届出</b> 土砂等を搬入しようとするときは<b>事前に</b>届け出なければなりません。 ※ 届出の添付書類 ・当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面 ・土壌基準に適合した土砂等であることを証する書面</p> <p><b>2 使用した土砂等の量の報告</b> 事業を開始した日から<b>6月ごと</b>に実施しなければなりません。</p> <p><b>3 水質検査の実施</b> 事業を開始した日から<b>6月ごと</b>（一時的な積事業の場合は<b>3月ごと</b>）に実施しなければなりません。</p>	<p><b>2 休止の届出</b> 1. 土壌の汚染及び浸透水の汚濁並びに使用した災害発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません。 ※ 措置については、<b>知事の確認を受けなければなりません</b>。 2. 事業を再開するときは、<b>事前に</b>届け出なければなりません。</p>
事業完了・廃止	<p><b>1 完了又は廃止の届出</b> 1. 土壌の汚染及び浸透水の汚濁並びに災害発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません。 ※ 措置については、<b>知事の確認を受けなければなりません</b>。 2. 土壌検査及び浸透水の水質検査を行わなければなりません。 ※ 試料の採取は<b>知事が指定する期日に、知事が指定する職員の立ち会いの下に行わなければなりません</b>。</p>	

## 行政処分等

### ■許可の取消し、事業の停止命令

許可を受けた事業者が条例に基づく措置命令に違反したときや条例第22条の欠格要件に該当するときは、知事は当該許可の取消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができます。

### ■事業者に対する措置命令

- ① 知事は、土壌基準（水質基準）に適合しないおそれがあり、生活環境の保全等に支障が生じる（又はそのおそれがある）場合、土壌汚染（水質汚濁）の防止のために必要な措置を命ずることができます。
- ② 知事は、崩落等の災害が発生した（又はそのおそれがある）場合、災害を防止するために必要な措置を命ずることができます。
- ③ 知事は、無許可で特定事業を行った者に対して、使用された土砂等の撤去等を命ずることができます。
- ④ 知事は、特定事業を完了・廃止・休止する際、災害発生の防止措置を行っていない場合、必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

※ 上記①及び②は特定事業の許可の有無に係らず、すべての埋立て行為に対して適用されます。また、事業者がこのような違反を行うおそれがあることを知りながら、その所有地等を使用させた場合は土地所有者等も措置命令の対象となることがあります。

事務所名等	連絡先	所管区域
県庁環境生活部 環境政策局 廃棄物対策課	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1 TEL : 073-441-2681	
海南保健所 (海草振興局健康福祉部)	〒642-0022 海南市大野中 939 TEL : 073-483-8825	海南市 紀美野町
岩出保健所 (那賀振興局健康福祉部)	〒649-6223 岩出市高塚 209 TEL : 0736-61-0048	岩出市 紀の川市
橋本保健所 (伊都振興局健康福祉部)	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927 TEL : 0736-42-5443	橋本市 かつらぎ町、九度山町、高野町
湯浅保健所 (有田振興局健康福祉部)	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL : 0737-64-1293	有田市 湯浅町、広川町、有田川町
御坊保健所 (日高振興局健康福祉部)	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2 TEL : 0738-22-3481	御坊市 美浜町、日高町、由良町、印南町、 日高川町
田辺保健所 (西牟婁振興局健康福祉部)	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 TEL : 0739-26-7934	田辺市 みなべ町 白浜町、上富田町、すさみ町
新宮保健所 (東牟婁振興局健康福祉部)	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 TEL : 0735-21-9631	新宮市 那智勝浦町、太地町、北山村
新宮保健所串本支所 (東牟婁振興局健康福祉部串本支所)	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193 TEL : 0735-72-0525	古座川町、串本町
和歌山市役所 市民環境局 環境保全部 産業廃棄物課	〒640-8511 和歌山市七番丁 23 TEL : 073-435-1221	和歌山市

## (参 考)

廃棄物対策課HPに[本条例に関する手引き](#)を公開しております。  
より詳細な条例の内容や届出書類・申請書の作成等に関しては、そちらも参考にして下さい。

## \* 条例の手引き

- 第1編 条例の概要版
- 第2編 産業廃棄物の保管関係版
- 第3編 土砂等の埋立て等関係版

＜お問い合わせ先＞

和歌山県 環境生活部 環境政策局 廃棄物対策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2681 (直通)

ファクシミリ 073-441-2685

和歌山県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp>